

定例記者発表次第

日時／令和2年5月18日（月）
10時30分～
会場／矢板市役所 第一委員会室

1 開会

2 記者発表案件

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用による“アフターコロナ 矢板創生戦略”の取り組みについて（総合政策課）

3 資料提供

- (1) （公財）矢板市育英会奨学生の追加募集について（教育総務課）

4 質疑応答

5 その他

6 閉会



記者発表予定 6月19日（金）10時30分～ 第一委員会室

記者発表資料

令和2年5月18日（月）発表・提供

件名	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用による “アフターコロナ矢板創生戦略”の取り組みについて
<p>(説明文)</p> <p>栃木県に対する新型コロナウイルス感染に係る非常事態宣言が、5月14日に解除されました。</p> <p>しかし、感染は完全に収束しておらず、感染拡大の第2波にも備える必要があります。また今回の新型コロナ禍を経て、本市経済は過去に例のないほど大幅に後退してしまいました。</p> <p>このような厳しい“染後”のもとで、本市では国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用し、本市における感染ゼロを継続するとともに、新たな発想での取り組みにより本市の社会経済を再生していく必要があります。それら一連の取り組みを、“アフターコロナ矢板創生戦略”というべきものとして次のとおり取りまとめたので、発表するものです。</p> <p>1 基本目標</p> <p>今回の新型コロナ禍を、本市の社会経済構造を見直す機会を捉え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用しながら、“未来志向”での取り組みを推進することで、感染症に強いまちづくりと矢板市における地方創生の実現を図る。</p> <p>2 基本方向</p> <ul style="list-style-type: none">○「いのちを守る」<ul style="list-style-type: none">…日ごろから感染症予防に努めるとともに、発生時には市民の生命と健康を守り抜ける体制を整備する。○「経済を復興する」<ul style="list-style-type: none">…市内の中小・小規模事業者の事業継続を支援し、消費を喚起するとともに、「新たな生活様式」に即した経済活動を促進する。○「学びを取り戻す」<ul style="list-style-type: none">…長期の学校休校を教訓として家庭学習の一層の強化を図るとともに、子育て世帯や困窮学生の支援にも取り組む。	

3 期間

令和2年5月18日～令和3年3月31日

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要（担当：総合政策課）

(1) 事業内容及び事業費等

別紙1のとおり

(2) 事業総額

133,694千円（うち交付金充当額：120,925千円）

矢板市アフターコロナ経済復興本部の設置について（担当：商工観光課）

戦略の基本的方向のうち、「経済を復興する」に係る事業を着実に推進するために、市商工会からの参加を得た、「矢板市アフターコロナ経済復興本部」を、5月15日付けで設置しました。

（設置要綱は別紙2のとおり）

※提供資料の有無：（別添のとおり）・無

担当課・担当名	総合政策課 政策企画担当		
担当者名	高橋 和寛		
電話番号	0287-43-1112（直）	内線電話番号	222

“アフターコロナ矢板創生戦略”の主要事業

(令和2年5月18日現在)

基本方向	臨時交付金	事業名	事業内容	事業費(千円)	所管課
いのちを守る	○	新型コロナウイルス感染症対策簡易陰圧設備整備事業	感染症の発生時に緊急的に設置する陰圧式エアートtent及び空調、発電機一式の購入に要する経費	7,566	健康増進課
	○	新型コロナウイルス感染症対策衛生用品整備事業	感染症の発生時に地域の医療機関や介護施設等に配布する防護具、マスク等の購入に要する経費	9,930	健康増進課
	○	新型コロナウイルス感染症対策施設整備補助事業	医療機関において設置する簡易な感染症対策施設の導入に要する経費の一部を助成	3,000	健康増進課
	○	オンライン診療整備補助事業	医療機関におけるオンライン診療システムの導入等に要する経費の一部を助成	4,500	健康増進課
	○	防災活動支援事業	災害・感染症発生時に指定避難所・行政区で活用するマスク等の購入に要する経費	1,738	くらし安全環境課
経済を復興する	○	事業継続給付金	国の持続化交付金に非該当の事業者のうち経営が悪化した事業者に一律の給付金を支給	30,000	商工観光課
	○	子育て応援券発行事業	中学3年生までの子がいる世帯に対して子の数に応じて発行する子育て応援券の発行に要する経費	40,400	商工観光課
	○	テイクアウトクーポン券発行事業(第一弾・第二弾)	外出自粛により経営が悪化した飲食業のテイクアウト事業に係るクーポン等に要する経費の助成	12,360	商工観光課
	○	矢板の魅力再発見!市内体験レビュー事業	市内子育て世帯への体験コンテンツ提供、発信及び映像作成等に要する経費	3,500	商工観光課
	○	新規業態開拓支援補助事業	感染症の発生により影響を受けた事業者の新規事業開拓に係る経費の一部を助成	4,000	商工観光課
学びを取り戻す	○	子育て応援券発行事業【再掲】	中学3年生までの子がいる世帯に対して子の数に応じて発行する子育て応援券の発行に要する経費	40,400	商工観光課
		小中学校情報機器整備事業	文科省「GIGAスクール構想」に係る補助事業を活用し、小中学校の児童生徒全員にタブレット端末を配備するとともに、学校ネットワーク環境を整備するための経費	約300,000	教育総務課
	○	小中学校情報機器整備事業	上記国庫補助事業の対象外となる授業支援のソフトウェア、保守等に要する経費	12,700	教育総務課
		奨学生の追加募集	(公財)矢板市育英会が、新型コロナ感染拡大に係る影響等で家計が急変した学生・生徒に対し、奨学金を給付又は貸与	-	教育総務課

矢板市アフターコロナ経済復興本部設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大により地域経済に大きな影響を与えている状況（以下「コロナ禍」という。）を鑑み、そのコロナ禍収束後における市内経済の再生及び地域経済の活性化に対応するため、矢板市アフターコロナ経済復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 復興本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) コロナ禍収束後における市内経済再生及び地域経済活性化に関すること。
- (2) コロナ禍収束後に伴う影響調査及び経済対策に関すること。
- (3) その他地域経済対策に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 復興本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を、本部員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 復興本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長が必要と認めたときは、復興本部の会議に第3条第1項に定める構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 復興本部の庶務は、商工観光課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

別表第1(第3条関係)

矢板市アフターコロナ経済復興本部員名簿

職 名	
総合政策部長	議会事務局長
総務部長	教育部長
健康福祉部長	監査委員事務局長
市民生活部長	上下水道事務所長
経済建設部長	健康増進課長
出納室長	矢板市商工会事務局長

記者発表資料

令和2年 5月18日（月）発表・提供

件名	(公財) 矢板市育英会奨学生の追加募集について		
(説明文)	<p>公益財団法人矢板市育英会は、矢板市に住所を有する者が保護する学生・生徒で、高等学校、高等専門学校又は大学等に在学し、健全な心を有し、学業が優れながら経済的理由により修学困難な者に対する育英奨学事業を行っている。</p> <p>この度、新型コロナウイルス感染拡大に係る影響等で、家計が急変した方への対応として、下記により奨学生の追加募集を行います。</p> <p>(給付事業と貸与事業の併用も可能です。)</p> <p>1 対象者</p> <p><給付事業> 高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院に在学する学生・生徒</p> <p><貸与事業> 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院に在学する学生・生徒</p> <p>2 内容</p> <p><給付金額> 一時金として 200,000円 ※貸与事業との併用も可</p> <p><貸与金額> 高等学校、高等専門学校3学年まで 月額15,000円 専修学校、高等専門学校4、5学年まで 月額30,000円 短期大学、大学及び大学院 月額30,000円</p> <p>3 募集人数</p> <p><給付奨学生> 4名</p> <p><貸与奨学生> 若干名</p> <p>4 追加募集期間</p> <p>令和2年6月1日（月）から令和2年7月10日（金）まで</p> <p>5 選考方法</p> <p>志願者からの願書、所得証明書等、家計状況申告書、現在在学（卒業）している学校長からの推薦調書を基に選考し決定する。</p> <p>6 申込・問合せ先</p> <p>矢板市教育総務課内 公益財団法人矢板市育英会 事務局</p>		
担当課・担当名	教育総務課 学校教育担当		
担当者名	前野 秀明		
電話番号	0287-43-6217	内線電話番号	463

令和2年度公益財団法人矢板市育英会奨学金 給付奨学生（採用候補者）追加募集要項

1 趣 旨

この奨学金給付事業は、健全な心を有し、学業に優れながら経済的理由により修学困難な人に学資を給付する。将来、社会に貢献し得る有用な人材を育成することを目的とするものであるが、**新型コロナウイルス感染拡大に係る影響等で家計が急変した者への対応として追加募集を行う。**

2 出願資格

矢板市に住所を有する人の子弟及びこれに準ずる人であって、次の諸条件を備えるとともに、奨学金により高等専門学校、専修学校（専門課程）、短期大学、大学及び大学院課程の修業を全うし得る見込みがある者。

- (1) 品行が正しく、学業が優れた者。（成績評定5を満点としたとき4.0以上）
- (2) 経済的理由により、修学が困難と認められる者。
- (3) 学校教育法に規定する、高等専門学校、専修学校（専門課程）、短期大学、大学及び大学院に在学する人及びこれらの学校に進学する者。
- (4) 本会以外の機関（国県市町、民間団体等）の奨学金等の給付を受けない者。
貸与型奨学金との併用は可とする。

3 給付額

高等専門学校第4学年・第5学年、専修学校（専門課程）、短期大学、大学及び大学院に在学する奨学生に給付する **一時金として200,000円**
奨学金

4 採用予定人員

高等専門学校第4学年・第5学年、専修学校（専門課程）、短期大学、大学及び大学院に在学する奨学生 **4 名**

5 出願手続

- (1) 給付奨学生を志願する人は、給付奨学生願書、世帯全員の住民税非課税証明書又は、所得証明書（直近年度の所得がわかるもの。住民税決定証明書等でも可。）、家計状況申告書（収入が減少した状況を確認できる書類が必要となります。）、在学証明書を添えて、育英会事務局に提出してください。

注）所得証明書は、次のように添付してください。

- ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母2人の所得がわかるもの。
- イ 父母に代わる人が生計を支えている世帯の場合 → その人の所得がわかるもの。
- ウ 父子又は母子世帯の場合 → 父又は母の所得がわかるもの。

(2) 志願者の在学学校長（新入学生は卒業学校長でも可。）は、給付奨学生推薦調書を矢板市教育委員会事務局教育部教育総務課内「矢板市育英会」に提出してください。

6 給付方法

奨学金は、給付奨学生に採用決定後1ヶ月以内一括で交付します。

7 出願期間

令和2年6月1日（月）から令和2年7月10日（金）まで

8 奨学生の採用

矢板市育英会奨学生選考委員会において、応募者の人物並びに学業成績、家計等について審査を行い、適格度の高い順に選考のうえ、当育英会会長が給付奨学生を決定し、本人に通知します。採用にならなかった場合にも、その結果を通知します。

9 提出及び問い合わせ

〒329-2165

栃木県矢板市矢板106番地2

公益財団法人矢板市育英会事務局

（矢板市教育委員会事務局教育部教育総務課内）

TEL（0287）43-6217

FAX（0287）43-4432

令和2年度公益財団法人矢板市育英会奨学金 貸与奨学生（採用候補者）追加募集要項

1 趣 旨

この奨学金貸与事業は、健全な心を有し、学業に優れながら経済的理由により修学困難な人に学資を貸与する。将来、社会に貢献し得る有用な人材を育成することを目的とするものであるが、**新型コロナウイルス感染拡大に係る影響等で、家計が急変した者への対応として追加募集を行う。**

2 出願資格

矢板市に住所を有する人の子弟及びこれに準ずる人であって、次の諸条件を備えたとともに、奨学金があれば高等学校、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く）、短期大学、大学及び大学院課程の修業を全うし得る見込みがある者。

- (1) 品行が正しく、学業が優れた者。（成績評定5を満点としたとき3.0以上）
- (2) 経済的理由により、修学が困難と認められる者。
- (3) 学校教育法に規定する、高等学校、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く）、短期大学、大学及び大学院に在学する人及びこれらの学校に進学する者。
- (4) 本会以外の機関（国県市町、民間団体等）の奨学金等の給付又は貸与を受けない者。ただし、交通遺児育英奨学金については、重複して貸与を受けることが可能です。

3 貸与額

- | | |
|--|-------------|
| (1) 高等学校に在学する奨学生に貸与する奨学金 | 月額 15,000 円 |
| (2) 高等専門学校第1学年から第3学年及び専修学校（高等課程）に在学する奨学生に貸与する奨学金 | 月額 15,000 円 |
| (3) 高等専門学校第4学年・第5学年及び専修学校（専門課程）、短期大学に在学する奨学生に貸与する奨学金 | 月額 30,000 円 |
| (4) 大学及び大学院に在学する奨学生に貸与する奨学金 | 月額 30,000 円 |

4 採用予定人員

- | | |
|---|-----|
| (1) 高等学校及び高等専門学校第1学年から第3学年、専修学校（高等課程）に在学する奨学生 | 若干名 |
| (2) 高等専門学校第4学年・第5学年、専修学校（専門課程）、短期大学、大学及び大学院に在学する奨学生 | 若干名 |

5 出願手続

- (1) 貸与奨学生を志願する人は、連帯保証人2名（2名のうち1名については、本人が未成年の場合はその保護者、成年の場合は父母兄弟又はこれに準ずる人）と連署した奨学生願書、所得証明書（直近年度の所得がわかるもの。住民税決定証明書等でも可。）、家計状況申告書（収入が減少した状況を確認できる書類が必要となります。）、在学証明書を添えて、育英会事務局に提出してください。

注）所得証明書は、次のように添付してください。

- ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母2人の所得がわかるもの。
- イ 父母に代わる人が生計を支えている世帯の場合 → その人の所得がわかるもの。
- ウ 父子又は母子世帯の場合 → 父又は母の所得がわかるもの。

(2) 志願者の在学学校長（新入学生は卒業学校長でも可）は、奨学生推薦調書を矢板市教育委員会事務局教育部教育総務課内「矢板市育英会」に提出してください。

6 貸与期間

奨学金は奨学生に採用した月（令和2年7月予定）から、奨学生の在学する学校の正規の修了月までの期間貸与します。

7 返還

- (1) 返還期間 卒業後1ヶ年の据置期間後、貸与した期間の3倍の期間内
- (2) 返還方法 年賦又は半年賦による均等払（奨学金は無利子とする。）

8 出願期間

令和2年6月1日（月）から令和2年7月10日（金）まで

9 奨学生の採用

矢板市育英会奨学生選考委員会において、応募者の人物並びに学業成績、家計等について審査を行い、適格度の高い順に選考のうえ、当育英会会長が奨学生を決定し、本人に通知します。採用にならなかった場合にも、その結果を通知します。

10 提出及び問い合わせ

〒329-2165

栃木県矢板市矢板106番地2

公益財団法人矢板市育英会事務局

（矢板市教育委員会事務局教育部教育総務課内）

TEL (0287) 43-6217

FAX (0287) 43-4432